

議案第 7 3 号

安中市動物の愛護及び管理に関する条例の制定について

安中市動物の愛護及び管理に関する条例を次のように定める。

令和 6 年 8 月 3 0 日 提出

安中市長 岩 井 均

安中市動物の愛護及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）に定めるもののほか、動物の愛護及び管理に必要な事項を定めることにより、市民等（本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市が備える住民基本台帳に登録されている者又は本市に事務所を有する法人等をいう。以下同じ。）の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、生活環境の保全に寄与し、人と動物が安心して共生できる豊かな社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 法第10条第1項に規定する動物であつて、人が飼養又は保管（以下「飼養」という。）するものをいう。
- (2) 飼い主 動物の所有者又は占有者をいう。
- (3) 飼養施設 動物を飼養するための施設をいう。

(市の責務)

第3条 市は、動物の適正な飼養に関する知識の普及、啓発その他この条例の目的を達成するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第4条 市民等は、動物の愛護に努めるとともに、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(飼い主に対する指導及び助言)

第5条 市長は、動物の健康及び安全を保持し、又は動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに周辺的生活環境の保全上の支障を防止するため必要があると認めるときは、当該動物の飼い主に対して必要な指導及び助言をするものとする。

(飼い主の責務)

第6条 飼い主は、自身の飼養する動物の本能、習性等を理解し、飼い主としての責任を十分に自覚するとともに、当該動物が人に危害を加え、若しくは迷惑を及ぼし、又

はこれらのおそれがある行為をしないよう努めなければならない。

2 飼い主は、当該動物を終生飼養（法第7条第4項に規定する終生飼養をいう。）するよう努めなければならない。

3 飼い主は、やむを得ず動物を飼養することができなくなったときは、自らの責任において適正に当該動物を飼養できる新たな飼い主を見つけるよう努めなければならない。

（飼い主の遵守事項）

第7条 飼い主は、動物を飼養するに当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 適正にえさ及び水を与えること。
- （2） 疾病の予防及びその他日常の健康管理に努めるとともに、当該動物が疾病にかかり、又は負傷した場合は、適切な措置を講ずること。
- （3） 動物の種類、習性等に応じた適正な飼養施設を設けること。
- （4） 動物のふん尿その他の汚物、毛、羽毛等（この条において「ふん尿等」という。）の適切な処理を行うとともに、飼養施設を常に清潔に保ち、悪臭、害虫の発生を防止すること。
- （5） 公園、道路その他の公共の場所及び人の土地、建物等をふん尿等で汚し、又は損傷しないこと。
- （6） 動物の鳴き声により、人に迷惑を及ぼさないこと。
- （7） 動物が逸走した場合は、自らの責任において捜索し、及び収容するよう適切な措置を講ずること。
- （8） 動物には飼い主の氏名及び連絡先を記載した名札又は飼い主を特定することができる番号が記録されたマイクロチップを装着し、飼い主を容易に捜索することができる措置を講ずること。

（犬の飼い主の遵守事項）

第8条 犬の飼い主は、前条各号及び安中市ポイ捨て等防止条例（平成18年安中市条例第140号）第12条第1項に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 飼養する犬（この条において「飼い犬」という。）の種類、大きさ、発育状

況、健康状態等に応じて適正な運動をさせること。

(2) 周辺の生活環境に適応するよう飼い犬に訓練を行い、飼い主が出す制止等の合図に従うようにすること。

(3) 飼い犬の飼養施設の規模及び状況に適した飼養頭数を把握し、みだりに繁殖しないよう生殖を不能にする不妊又は去勢手術（以下「手術」という。）等の措置を講ずるよう努めること。

（猫の飼い主の遵守事項）

第9条 猫の飼い主は、第7条各号に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 飼養する猫の健康及び安全を保持し、当該猫が人に迷惑を及ぼすおそれのある行為を行わないよう屋内での飼養に努めること。

(2) やむを得ない事情により屋内での飼養ができない場合には、みだりに繁殖しないよう手術等の措置を講ずるよう努めること。

（飼い主のいない猫にえさを与える者の遵守事項）

第10条 飼い主のいない猫にえさを与える者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 周辺の生活環境を保全し、飼い主のいない猫が増加することのないよう必要な措置を講ずるよう努めること。

(2) 自らの行為によって人に迷惑を及ぼすことがないよう努めること。

(3) 飼い主のいない猫が人に迷惑を及ぼすおそれのある行為を行わないよう必要な措置を講ずるよう努めること。

（災害時における動物の飼養）

第11条 市長は、地震その他の大規模な災害が発生したときは、動物の飼養について必要な措置を講ずるものとする。

2 飼い主は、日頃から災害の発生に備えるとともに、災害が発生したときにおいて責任を持って動物を飼養するよう努めるものとする。

（動物愛護及び管理に関する啓発）

第12条 市長は、人と動物が安心して共生できる豊かな社会の推進に向け、市民等の動物愛護への理解及び飼い主のマナーの向上を図るため必要な啓発活動を行うものと

する。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(安中市狂犬病予防及び動物愛護に関する条例の廃止)

2 安中市狂犬病予防及び動物愛護に関する条例（平成 18 年安中市条例第 130 号）は、廃止する。